

平成 29 年度 野田市学童保育所入所案内

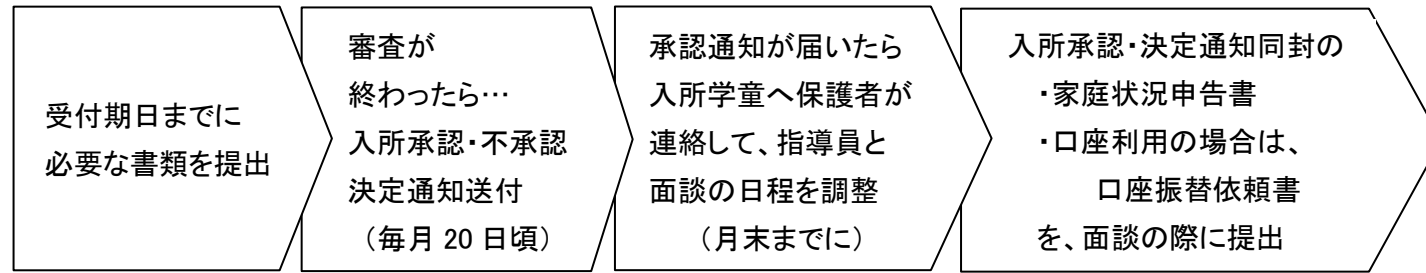
—申請前によくお読みください—

学童保育所は、野田市内の小学校に就学中の原則小学1年生から4年生までの児童が、保護者及び、その他の同居者の就労等によって、放課後等に家庭での保育が困難な場合に保護者に代わって保育する施設です。

各小学校区に対応する学童保育所の所在地や電話番号などは、別添の「市内の学童保育所一覧」でご確認ください。また、入所基準については、2 ページの「入所基準と添付書類」をご覧ください。

なお、平成29年4月1日から清水第三学童保育所を新たに開設します。

【入所承認・不承認の決定の流れ】



※4 月入所の方は入所承認・不承認決定通知を 3 月上旬に郵送いたします。

【入所決定後の注意事項】

- 入所前に学童保育所にて、簡単な面談があります。
- 入所決定後、入所前に入所を辞退する場合は、辞退届を 1 ページ記載の受付場所へ入所予定月の前の月末までに提出してください。辞退届は指定様式をご利用ください。
- 児童の安全確保のため、児童の送迎は原則として保護者又は保護者から事前に申し出いただいた成人によりお願いいたします。送迎者届は指定様式をご利用ください。
- 退所を希望される場合は、退所届を利用している学童保育所か 1 ページ記載の受付場所へ退所希望月の月末までに提出してください。退所届は指定様式をご利用ください。
- 入所後でも同一小学校区にある別の学童保育所へ移籍する事ができます。詳しくは、児童家庭課へ問い合わせください。

【学童保育所での 1 日の過ごし方】

(1) 学校登校日の場合

時間	活動内容
下校時刻～(午後)3時30分	登所、宿題、遊び
(午後)3時30分～5時	おやつ、片付け、掃除
(午後)5時～	遊びながらお迎えを待つ

(2) 学校休業日の場合

時間	活動内容
(午前)8時～9時	登所
9時～12時	学習、遊び、制作等
12時～(午後)1時	昼食(お弁当)
(午後)1時～2時	リラックスタイム
2時～3時	遊び
3時～5時	おやつ、片付け、掃除
5時～	遊びながらお迎えを待つ

※行事や児童の下校時刻等によって、時間は若干異なります。

【問い合わせ先】

野田市役所 児童家庭部 児童家庭課 子育て支援係
電話 (7125) 1111(代) (内線) 2176・2972・2996

【申請方法】

入所希望月	受付期間(土日、祝日を除きます)	受付場所
平成 29 年 4 月	平成 29 年 1 月 4 日(水)から 平成 29 年 2 月 10 日(金)まで	≪新規入所≫ ・野田市役所(児童家庭課) ・関宿支所 ・各出張所(中央・南・北) ※受付時間 8 時 30 分～17 時 15 分
平成 29 年 5 月 から 平成 30 年 3 月	入所を希望する月の前月の 10 日まで ※10 日が土日、祝日の場合は、 直後の平日が締切日となります。	≪継続入所≫ ・現在入所している学童保育所 でのみ受付します。

※提出書類を揃えて各受付場所にて申請してください。

※提出書類については、2 ページの「申請に必要な提出書類」をご覧ください。

【開所時間】

学校登校日(平日・土曜授業日)

下校時から午後7時00分まで

学校休業日(土曜休校日・長期休校期間等)

午前 8 時から午後7時00分まで

【保育料】

学童保育所の保育料は、児童 1 人につき月額 9,600 円です。

なお、納付の方法には、口座振替と現金による方法があります。

※生活保護世帯、所得税非課税世帯、兄弟入所の第2子以降等の場合は申請により保育料が減免になります。詳しくは、別添の「野田市学童保育所保育料の減免制度について」を、ご覧いただき、必要書類を揃えて入所するまでに減免申請書を提出してください。

【休所日】

日曜日・祝日・年末年始(12 月 29 日～1 月 3 日)

【申請に必要な提出書類】

入所希望者全員提出
<p>◎ <u>入所申請書(入所希望児童 1 人につき 1 枚)</u> 「野田市留守家庭学童保育所入所申請書」に記入してください。なお、南部第二学童保育所及び南部第三学童保育所に入所希望の方は「野田市放課後児童健全育成事業利用申請書」に記入してください。</p>
<p>◎ <u>添付書類</u> 下表の「入所基準と添付書類」により、該当する書類を揃えてください。提出対象者は父、母、65 歳未満の同居している親族(祖父母等)の方(世帯が別であっても、同一敷地内に居住している場合は同居とみなします)。</p>
該当者のみ提出
<p>○ <u>ひとり親家庭の場合は、戸籍謄本など事実を証明する書類</u> なお、児童扶養手当や野田市ひとり親家庭等医療費助成の申請の際に戸籍謄本などを児童家庭課へ提出している方は省略できます。その旨お申し出ください。</p>
<p>○ <u>学童保育所保育料の減免申請をする場合は、減免申請書及び減免用添付資料</u> 別添「野田市学童保育所保育料の減免制度について」をご覧ください。入所するまでに市役所児童家庭課窓口へ提出してください。「野田市学童保育所保育料の減免制度について」の表中で減免対象階層が「D」に該当する方は、関宿支所・各出張所、もしくは利用している学童保育所に提出することもできます。</p>

【入所基準と添付書類】(該当条件に応じて書類を添付してください。)

条件	入所基準	添付書類
①就労	就労により、児童の保育ができない場合 ※就労日数が週 4 日(月 16 日)以上かつ就労時間が 1 日 4 時間以上。もしくは、内職の方は就労日数が週 4 日(月 16 日)以上かつ就労時間が 1 日 5 時間以上	就労証明(申告)書 【指定様式】
②就学(学生)	学校等に行くため、児童の保育が出来ない場合 ※就学日数が週 4 日(月 16 日)以上かつ就学時間が 1 日 4 時間以上	在学証明書及び時間割等(授業の日数、時間がわかるもの)に入所希望児童及び児童名を記入のうえ提出
③母親の出産	母親が出産の前後により、児童の保育ができない場合 (入所期間)出産月前後 2 箇月のみ	出産予定のお子さんの母子手帳
④病気等	病気、負傷、心身の障がいにより、児童の保育ができない場合	診断書(身体障害手帳、療育手帳等を持っている場合その写し)と療養状況申告書【指定様式】
⑤病人等の介護	長期にわたる病人や心身に障がいのある人がいるため、保護者がいつもその介護に当たっており、児童の保育ができない場合	療養状況申告書は、市役所児童家庭課や関宿支所、各出張所にあります。
⑥求職	求職により、児童の保育ができない場合 (入所期間)1 箇月のみ	求職活動が理由での入所希望の場合、提出書類はありません。
⑦就労予定、就労して間もない場合	就労予定、就労して間もない場合 (入所期間)2 箇月のみ	就労証明(申告)書 【指定様式】
⑧その他	震災、風水害、火災の災害の復旧に当たっている場合、もしくはその他市長が認める場合	入所申請の際にご相談ください。

【申請の注意事項】

- 提出書類が不備の場合は、受付できないことがあります。
- 郵送での受付は行っていません。家族状況についての調査がありますので、成人の同居の家族が必ず提出してください。
- 入所申請書類に虚偽の記載や面接での虚偽の申立てがあった場合、証明書の内容が事実と異なっている場合は、入所後であっても退所していただくことがあります。
- 学童保育所へ入所できる基準は 2 ページ「入所基準と添付書類」に掲げるような場合で、かつ、保護者以外の同居している親族等が、放課後等に児童の保育をできない場合に限られます。
- 兄弟姉妹で学童保育所に申請する場合、就労証明書の写しでも結構です。
- 指定様式は学童保育所の様式のみ有効となります(保育所様式不可)。
- 書類は、楷書ではっきりとペンまたはボールペンで記入してください。
- 入所申請受付後に、提出した書類の内容の確認や、新たな書類の提出をお願いすることがありますのでご了承ください。

【申請においてよくある質問】

Q: 就労証明及び添付書類は誰のものが必要ですか？

A: 父母のほか、65 歳未満の同居している親族(祖父母等)の方の分が必要となります。

Q: 自営業の場合、就労証明書はどう書けばいいのですか？

A: 事業代表者(中心者)の方が証明をしてください。

Q: 内職の場合、就労証明書はどう書けばいいのですか？

A: 就労時間、及び就労日数につきましては就労者本人しか証明できない場合は本人により記入してください(事業所印がない場合、就労実績以外の記入を本人がした場合、証明書は無効とします)。

Q: 求職を理由に学童保育所に入所したらどれくらい入所できますか？

A: 1 か月のみの利用となり、入所後 1 か月以内に就労証明書を提出してもらいます。それにより就労日数、及び時間を改めて確認させていただき、入所基準を満たせば、入所決定期間を延長します。

Q: 就労を理由に預けたいのですが、就労先が決まっておりこれから就労予定、もしくは就労して間もないため就労実績が埋まってない場合どれくらい入所できますか？

A: 2 か月のみの利用となり、入所後 2 か月以内に再度就労証明書を提出してもらいます。それにより就労日数、及び時間を改めて確認させていただき、入所基準を満たせば、入所決定期間を延長します。

Q: 保育料が減額となる手続きはあるのですか？

A: 減免制度があり、入所するまでに申請をしてもらい該当であれば減額となる制度があります。(別添の「野田市学童保育所保育料の減免制度について」を参照)※4 月入所の方は 3 月中に必ず提出をお願いします。

【特別な配慮を必要とする児童の相談】

入所を希望する児童に障がい、疾病等があり、特別な配慮を必要とする場合は、入所申請の際にご相談ください。